

# 内閣府における電子文書の現状

平成17年7月21日

内閣府大臣官房企画調整課情報システム室

# 目次

- . 内閣府の電子文書
- . 電子申請・届出システム
- . 霞が関WAN
- . 今後電子化すべき業務

# .内閣府の電子文書

1. 外部に公表      内閣府ホームページ(HP)
2. 内部職員全てで共用      内閣府フォーラム
3. 部、課、参事官単位で共用      ファイルサーバ
4. 個人単位      電子メール

# -1.内閣府ホームページ

- ほとんどの部局が公表物を掲載
- 各種白書、重要政策に関する会議である、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議、男女共同参画会議の議事要旨、配布資料、記者会見要旨などを掲載
- 大臣記者会見要旨、事務次官記者会見要旨なども掲載
- 掲載の内容、掲載期間は、部局で判断し、官房が審査
- ホームページへの登録は、情報システム室が一元管理

## -2.内閣府フォーラム

- 全職員が必要とする共用情報
- 座席表、人事異動、福利厚生、内閣府幹部職員「今年の目標」、国会情報、各種マニュアル類等
- 現在、39フォーラムが存在
- 最新情報から掲載された順に閲覧することが可能
- 図書館蔵書検索システムの利用が可能

## -3.ファイルサーバ

- 部、課、参事官単位で共有すべき文書を保存
- フォルダやファイルの命名ルールなどを定めている部署もあるが、府全体の統一的なルールはない

## -4.電子メール

- 職員全員がメールアドレスを保有
- 保存に関するルールは特にない
- 削除は本人が自由に適宜実施
- 保存できるメールの容量に、個人単位で限界があるため、通常、古いメールから削除している模様

# 電子申請・届出システム

- 内閣府所管の257手続きについてオンライン化を実現
- 特定非営利活動促進法、災害対策基本法、株式会社産業再生機構法など、29の法律、規則等に分類(大分類)
- 各種提出、報告、認可、許可、申請、届出、通知などの手続き
- 平成17年度は、6件の受付(情報公開請求、特定非営利活動法人(NPO)に関するもの)



- 現在、電子決裁システムは内閣府には存在しない
- 電子で申請されたものでも、紙に印刷し、紙で決裁を行い、電子の公文書で申請者に回答
- その際、内閣府本府文書管理規則により、内閣府から申請者本人に回答する公文書に電子署名を付与

# (参考)内閣府本府電子署名規程

- 電子文書における公印である官職署名符号について規定するもので、内閣府本府公印規程に相当
- 官職署名符号の電子的な形態、作成をすることが出来る者の範囲、管理方法等を規定
- 運用ルールの規定はなし
- 官職署名ICカード(官職署名符号を記録した電磁的記録媒体)は、現在81枚発行

# 霞が関WAN

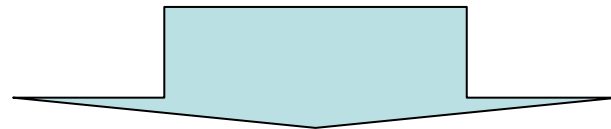
## バーチャルフォーラム

- 内閣府本府協議フォーラム
- 経済財政白書フォーラム
- 国民生活白書フォーラム
- 高齢社会白書フォーラム
- 青少年白書フォーラム
- 防災白書フォーラム

# ・今後電子化すべき業務

## 府省庁等横断的に所管している現 行業務の最適化

人事・給与、共済、物品調達、物品管理、謝金・  
諸手当、補助金、旅費等の業務



平成19年度以降、段階的に導入予定